

○ 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（業務開始届出書の受理）</p> <p>第十一条 管轄財務局長は、業務開始届出書を受理したときは、業務開始届出書の副本及び資産流動化計画（資産流動化計画が前条に定める電磁的記録をもって提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。第三十二条第三項において同じ。）一部に<u>受理番号</u>を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。</p> <p>（追加届出）</p> <p>第二十三条 「略」</p> <p>2 管轄財務局長は、追加届出書を受理したときは、追加届出書の副本及び前項第四号イ若しくはロの書類又は同号ハの電磁的記録に記録された事項を記載した書面一部に<u>受理番号</u>を記入した上で、当該副本及び書類を届出者に還付しなければならない。</p> <p>（資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出）</p> <p>第二十七条 「略」</p> <p>2 管轄財務局長は、変更届出書を受理したときは、変更届出書の副</p>	<p>（業務開始届出書の受理）</p> <p>第十一条 管轄財務局長は、業務開始届出書を受理したときは、業務開始届出書の副本及び資産流動化計画（資産流動化計画が前条に定める電磁的記録をもって提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面。第三十二条第三項において同じ。）一部に<u>受理印</u>を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。</p> <p>（追加届出）</p> <p>第二十三条 「同上」</p> <p>2 管轄財務局長は、追加届出書を受理したときは、追加届出書の副本及び前項第四号イ若しくはロの書類又は同号ハの電磁的記録に記録された事項を記載した書面一部に<u>受理印</u>を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び書類を届出者に還付しなければならない。</p> <p>（資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出）</p> <p>第二十七条 「同上」</p> <p>2 管轄財務局長は、変更届出書を受理したときは、変更届出書の副</p>

本に受理番号を記入した上で、当該副本を届出者に還付しなければならない。

3 「略」

(資産流動化計画の変更に係る届出)

第二十九条 「略」

〔2〕9 略〕

10 管轄財務局長は、資産流動化計画変更届出書を受理したときは、資産流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産流動化計画（変更後の資産流動化計画が第十条に定める電磁的記録をもって提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）一部に受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(業務終了届出)

第三十一条 「略」

2 管轄財務局長は、業務終了届出書を受理したときは、業務終了届出書の副本に受理番号を記入した上で、当該副本を届出者に還付しなければならない。

(新計画届出)

第三十二条 「略」

2 「略」

本に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本を届出者に還付しなければならない。

3 「同上」

(資産流動化計画の変更に係る届出)

第二十九条 「同上」

〔2〕9 同上〕

10 管轄財務局長は、資産流動化計画変更届出書を受理したときは、資産流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産流動化計画（変更後の資産流動化計画が第十条に定める電磁的記録をもって提出されたときは、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(業務終了届出)

第三十一条 「同上」

2 管轄財務局長は、業務終了届出書を受理したときは、業務終了届出書の副本に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本を届出者に還付しなければならない。

(新計画届出)

第三十二条 「同上」

2 「同上」

<p>3 管轄財務局長は、新計画届出書を受理したときは、新計画届出書の副本及び資産流動化計画一部に<u>受理番号</u>を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。</p> <p>(特定目的信託契約届出書の受理)</p> <p>第百五条 管轄財務局長は、特定目的信託契約届出書を受理したときは、特定目的信託契約届出書の副本及び資産信託流動化計画一部に<u>受理番号</u>を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った信託会社等に還付しなければならない。</p> <p>(資産信託流動化計画の変更に係る届出)</p> <p>第百十二条 〔略〕</p> <p>〔2～5 略〕</p> <p>6 管轄財務局長は、資産信託流動化計画変更届出書を受理したときは、資産信託流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産信託流動化計画一部に<u>受理番号</u>を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った受託信託会社等に還付しなければならない。</p>	<p>3 管轄財務局長は、新計画届出書を受理したときは、新計画届出書の副本及び資産流動化計画一部に<u>受理印</u>を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。</p> <p>(特定目的信託契約届出書の受理)</p> <p>第百五条 管轄財務局長は、特定目的信託契約届出書を受理したときは、特定目的信託契約届出書の副本及び資産信託流動化計画一部に<u>受理印</u>を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った信託会社等に還付しなければならない。</p> <p>(資産信託流動化計画の変更に係る届出)</p> <p>第百十二条 〔同上〕</p> <p>〔2～5 同上〕</p> <p>6 管轄財務局長は、資産信託流動化計画変更届出書を受理したときは、資産信託流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産信託流動化計画一部に<u>受理印</u>を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った受託信託会社等に還付しなければならない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	